

山口労働局からのお知らせ

新型コロナウイルスの感染急拡大に対応した 事業主支援策について

1 設備投資等により生産性を向上させ、事業場内の最低賃金を 引き上げたい

業務改善助成金

事業場内の最も低い賃金を一定額以上引き上げ、設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練等）を行った場合に、その費用の一部を助成します。令和3年8月から助成上限額を450万円から600万円に拡大するとともに、業況が厳しい事業主（※）に対しては、賃金引上げ額を30円以上とする場合には、生産性向上に資するパソコン、タブレットの新規購入、貨物自動車なども補助対象として、設備投資の範囲を拡充しました。

※前年又は前々年同期比で売上等が30%以上減少している事業者

▶コース内容

賃金引上げ労働者数	20円コース	30円コース	45円コース (新設)	60円コース	90円コース
1人	20万円	30万円	45万円	60万円	90万円
2～3人	30万円	50万円	70万円	90万円	150万円
4～6人	50万円	70万円	100万円	150万円	270万円
7～9人	70万円	100万円	150万円	230万円	450万円
10人以上 (新設)	80万円	120万円	180万円	300万円	600万円

【お問い合わせ先→コールセンター 03-638-6155 (平日8:30～17:15)
山口労働局雇用環境・均等室 電話:083-995-0390】



2 雇用を維持したい

雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金

雇用調整助成金等の特例とは、「新型コロナウイルス感染症の影響」により、「事業活動の縮小」を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、「雇用調整（休業）」を実施する事業主に対して、助成率や上限額を引き上げるなどの特例措置を実施して、休業手当などの一部を助成するものです。

この雇用調整助成金等の業況特例等の対象となる中小企業が、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、地域別最低賃金が引き上がる令和3年10月から12月までの3ヶ月の休業については、休業規模要件（1/40以上）を問わず支給します。また、助成率や上限額も現行の業況特例の内容を11月まで（※）継続します。

※12月以降の取扱いは、雇用情勢等を見極めて、10月中に改めて公表する予定です。

【お問い合わせ先→山口労働局 雇用調整助成金 特別相談窓口 電話:083-902-1564】



厚生労働省・山口労働局



3 テレワークを導入したい

人材確保等支援助成金(テレワークコース)

ウイズコロナの「新しい生活様式」に対応した働き方として、テレワークの導入が重要となっており、厚生労働省では、労働時間管理はもとより人材育成や人事評価などの労務管理全般を内容としたテレワークガイドラインを改定しました。また、テレワークに取り組む中小企業を対象とした助成制度として、「人材確保等支援助成金(テレワークコース)」を新たに創設しました。

山口労働局では、テレワークガイドラインの周知とともに、「人材確保等支援助成金(テレワークコース)」の活用を通じて、県内企業へ良質なテレワークの導入・定着促進を図ってまいります。

▶人材確保等支援助成金(テレワークコース) 対象となる取組(カッコ内の数字は上限額)

✓ テレワーク用通信機器の導入・運用	✓ 労務管理担当者に対する研修(10万円)
● ネットワーク機器(15万円)	✓ 労働者に対する研修(10万円)
● サーバ機器(50万円)	✓ 外部専門家によるコンサルティング(30万円)
● NAS機器(10万円)	✓ 就業規則・労使協定等の作成・変更(10万円)
● セキュリティ機器(30万円)	
● ウェブ会議関係機器(1万円/対象労働者1人)	
● サテライトオフィス利用料(30万円)	

○テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン

○人材確保等支援助成金(テレワークコース)

【お問い合わせ先→山口労働局雇用環境・均等室 電話：083-995-0390】



4 職場における感染防止対策

職場内外での感染防止行動の徹底について、正しい知識を持って、職場や職務の実態に即した対策に取り組んでいただくことが重要です。

事業者の皆様には、まずは職場の現状を、「職場における新型コロナウイルス感染症対策の実施状況を確認しましょう！(5つのポイント)」でご確認いただき、未実施事項については、「職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント～を確認しましょう！」、「「新しい生活様式」の実践例」、「感染リスクが高まる「5つの場面」」及び「建設現場における熱中症予防と新型コロナウイルス感染防止」をご参考に取組をお願いします。

○職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために

【お問い合わせ先→山口労働局 健康安全課 職場における感染症拡大防止対策の相談コーナー 電話：083-995-0373】

